

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	障害児通所給付費支給等事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、障害児通所給付費支給等事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宝塚市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費支給等事務
②事務の概要	児童福祉法の障害児通所給付費(児童発達支援、医療型児童発達支援(医療に係るものを除く。)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは上記の事務における給付費等の支給及び利用者負担額の決定等に使用する。
③システムの名称	障碍(がい)者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児通所給付費等受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[実施する]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援」が含まれる項(11、15、20、80、144、155の項) (第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費」又は「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費」が含まれる項(14、15、16の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市健康福祉部障碍(がい)福祉課
②所属長の役職名	障碍(がい)福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2077 宝塚市健康福祉部障碍(がい)福祉課
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/>]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 公手 勤	障害福祉課長 廣瀬 義則	事後	
平成29年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 廣瀬 義則	障害福祉課長 塩見 淳	事後	
平成30年7月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 塩見 淳	障害福祉課長	事後	
平成30年7月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年7月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	-	新様式による項目追加	事後	
令和2年6月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名	障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	障(が)い者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和2年6月25日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	宝塚市健康福祉部障害福祉課	宝塚市健康福祉部障(が)い福祉課	事後	
令和2年6月25日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長	障(が)い福祉課長	事後	
令和2年6月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	T665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号0797-77-2077	T665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号0797-77-2077	事後	
令和3年9月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上	文中「番号法第19条第7号 別表第二」	文中「番号法第19条第8号 別表第二」	事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和6年5月26日	IIしきい値判断項目 3. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の8の項	番号法第9条第1項 別表の9の項	事後	番号法改正に伴うもの
令和7年1月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条	事後	番号法改正に伴うもの
令和7年1月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援」が含まれる項(16、56の2、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費」又は「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費」が含まれる項(10、11、12の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第12及び30条 (情報照会の根拠)第9及び10条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援」が含まれる項(11、15、20、80、144、155の項) (第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費」又は「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費」が含まれる項(14、15、16の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第12及び30条 (情報照会の根拠)第9及び10条	事後	番号法改正に伴うもの